

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める
告示の一部を改正する告示

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める告示
(平成18年鹿屋市告示第14号)の一部を次のように改正する。

表第1 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業の項中「事業に」を「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業に」に、「畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業実施要領」を「畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知。以下次項において「要領」という。）」に改め、同項の次に次のように加える。

畜産環境 対策総合 支援事業	鹿屋市畜産クラスター計画 に基づく畜産環境対策総合 支援事業に要する経費	鹿屋市畜産 クラスター 協議会	要領に 基づく もの	予算で 定める 額以内	
----------------------	--	-----------------------	------------------	-------------------	--

附 則

この告示は、令和3年9月27日から施行する。